

第7章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて、市の対応の概要を以下のとおり定める。

市は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「焼津市災害対策本部等運営規程」に基づき、「事前配備体制」をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第1節 防災関係機関の活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中） 発表時	<p>事前配備体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等実施する体制をとる。</p> <p>その他に次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の伝達 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。

II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「焼津市災害対策本部等運営規程」に基づき「災害対策本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	<p>災害対策本部（第1 配備体制） 本部長である市長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。 災害対策本部にて、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保</p> <p>※本体制は1 週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害 応急対策に係る措置

第1 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の 設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「焼津市災害対策本部等運営規程」に基づき、「災害対策本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1 節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2 節 組織計画 第4 節 通信情報計画 第5 節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第2 節 情報活動 第3 節 広報活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	<p>災害対策本部（第1 配備体制） 本部長である市長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。 災害対策本部にて、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保</p> <p>※本体制は1 週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>

第2節 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。

なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

1 地域住民等の避難行動等

（1）基本方針

市長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

（2）事前避難対象地域の設定

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、すべての住民等が後発地震に備え避難を継続すべきとされている「住民事前避難対象地域」は、市の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえて設定しないものとする。ただし、避難に一定の時間が必要な要配慮者については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、市は、高齢者等事前避難対象地域を設定するものとし、津波による被害の発生が予想される地区等を参考に以下の地域を明示するものとする。

- ・高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域とし、静岡県第4次地震被害想定における最大浸水想定区域を高齢者等事前避難対象地域とする。

（3）高齢者等避難発令の基準

市長は、国から指示が発せられた後、高齢者等事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり発令するものとする。

- ・高齢者等事前避難対象地域

高齢者等避難

なお、市は、高齢者等避難を発令する地区等について、あらかじめ定めるものとする。

（4）避難情報の伝達方法

市長は、高齢者等避難を発令したときは、直ちに事前避難対象地域内の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

（5）避難に関する情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

ア 高齢者等事前避難対象地域の地区名等

イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認

エ 避難行動における注意事項

(6) 避難計画の作成

市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定、避難経路の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

2 避難所の運営

(1) 基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、市は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

イ 設置場所

市があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

ウ 設置期間

国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

エ 避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

第3節 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の消防機関等が講ずる措置を示す。

(1) 津波警報時の情報の的確な収集及び伝達

共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」及び地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第2節「情報活動」、第3節「広報活動」に準ずる。

(2) 高齢者等事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

共通対策編 第2章 災害予防計画 第6節「住民の避難誘導體制」及び地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第7節「避難活動」に準ずる。

第4節 滞留旅客等に対する措置

市は、多くの公共交通機関の運行に支障が生じ、滞留旅客等が多数発生した場合は、保護等のため避難所を設置するほか、関係機関と連携して避難所への誘導、交通情報等の提供などの支援対策をとるよう努めるものとする。